

## 長期履修制度について

長期履修制度は、標準終業年限を超えた一定の期間で計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを認める制度です。次の事項に該当する場合は、長期履修を申請することができます。なお、本制度を認められている学生は年に一度、履修計画の見直しをお願いいたします。

### 【博士後期課程】

- i 定まった職業を有する者（ただし、常勤に限る。）
- ii 出産・育児・介護等を行う必要のある者
- iii 長期に履修することが教育研究上必要と認められる者

### 【博士前期課程】

がん専門医療人材養成プログラム高度がん看護専門看護師コースまたはナースプラクティショナー教育プログラムを履修している学生のうち、次の事項に該当する者

- i 定まった職業を有する者（ただし、常勤に限る。）

※長期履修の在学年限は、博士前期課程については4年、同後期課程については5年を限度とする。ただし、コース変更等により対象者から外れた場合、長期履修学生の資格を失う。

## 1. 新規及び変更申請について

### 【申請期限】

新入生：【新規】入学年度の前年度2月末日

在学生：【新規または変更】適用開始する年度の前年度2月末日  
(末日が土日祝の場合、その前日が期限)

例：令和6年度から変更を希望する場合は令和6年2月29日までに申請

### 【重要】

修了年度には進級後の申請はできないため、変更希望者は、修了予定年度の前年度2月末日までに必ず申請してください。

### 【必要書類】

#### 1) 新規申請

- ①長期履修学生申請書 (様式1-1)
- ②長期履修学生を希望する理由書 (様式2-1)
- ③履修計画及び研究計画書 (様式3-1)
- ④在職証明書(申請理由が『定まった職業を有する者』の場合のみ) (様式 任意)

#### 2) 現在当該制度を利用しており、期間を変更する場合

- ①長期履修学生期間変更申請書 (様式1-2)
- ②長期履修学生としての期間を変更する理由書 (様式2-2)
- 長期履修学生としての期間を延長する理由書 (指導教員) (様式2-2-2)
- ③履修計画及び研究計画書 (様式3-2)

【申請先】医学系研究科保健学事務室教務係

## 【注意事項】

★一度認められた長期履修期間の変更を希望する場合は、上記の申請期限までに変更申請書（様式1-2～3-2）により申請してください。

例：4年の長期履修を3年に短縮する場合は2年次の2月末日までに変更申請

★本制度は原則年度単位で取り扱います。

例：5年の長期履修の方が4年で修了する場合、長期履修を4年に短縮し、授業料を4年で再計算となります。

なお、履修計画の見直しを行い、やむをえない事情により、年度単位での期間短縮とならない場合は、申請前に必ず教務係にご相談ください。

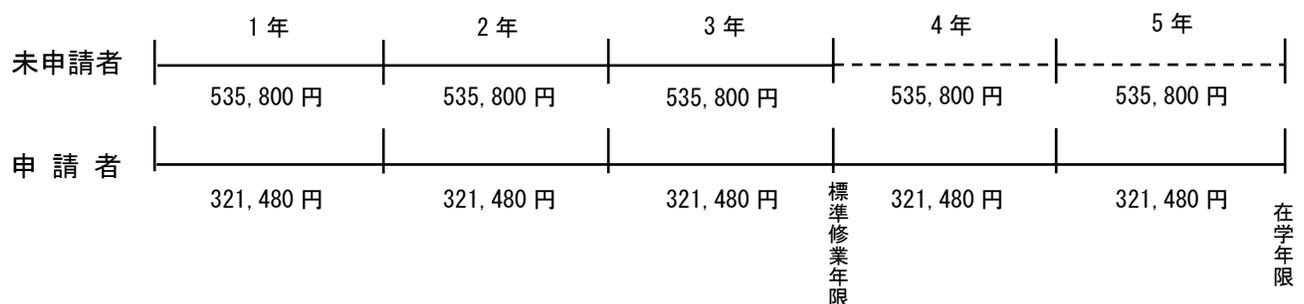
## 2. 授業料について

学生納付金規程で定められた「授業料年額」に「標準修業年限」をかけて「長期履修が認められた年数」で割った額を年額とし、前期（5月）及び後期（11月）の2回に分けて支払うこととなります。

例：保健学専攻博士後期課程（標準修業年限3年）で5年の長期履修を認められた場合

$535,800円 \times 3年 \div 5年 = 321,480円$ （年額）

$321,480円 \div 2回 = 160,740円$ （前期・後期の各回で支払う額）



長期履修の申請が許可された者が延長を行う場合は、所定の授業料を各学期の納付期限までに納めるものとします。詳細は申請時に、教務係に確認してください。